

令和 8 年

西条市議会第 3 回 3 月定例会提出議案書

(その 4)

西 条 市

目 次

議案第 3 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・・・・・・・・	1
議案第 3 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・・・・・・・・	5
議案第 3 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・・・・・・・・	9

議案第 3 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦することについて、議会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 1 8 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

1 住所
西条市小松町新屋敷

2 氏名
谷 口 晃

提案理由

西条市の区域に置かれる人権擁護委員のうち、任期が満了となる委員の後任として、新たな候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

関係法令

人権擁護委員法

（委員の定数）

第4条（略）

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務大臣が定める。

3（略）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8（略）

議案第 32 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦することについて、議会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 18 日提出

西条市長 高橋 敏 明

1 住所

西条市小松町新屋敷

2 氏名

吉 田 早 苗

提案理由

西条市の区域に置かれる人権擁護委員のうち、任期途中で退任した委員の後任として、新たな候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

関係法令

人権擁護委員法

（委員の定数）

第4条（略）

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務大臣が定める。

3（略）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8（略）

議案第 33 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦することについて、議会の意見を求める。

令和 8 年 3 月 1 8 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

1 住所
西条市且之上

2 氏名
菅 明 彦

提案理由

西条市の区域に置かれる人権擁護委員のうち、任期が満了となる委員の後任として、新たな候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

関係法令

人権擁護委員法

（委員の定数）

第4条（略）

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務大臣が定める。

3（略）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8（略）